

これは、英語による原文の翻訳版です。原文が正式版であり、[こちら](#)でご覧になれます。

## 行動規範

### 職場におけるハラスメント防止

従業員は、すべての個人が尊重と尊厳をもって扱われる環境を確保することに努めなければなりません。従業員は、いかなる種類のハラスメントも開始または容認してはならず、全従業員は職場におけるハラスメント防止に専念する義務を負います。職場における否定的な言動、すなわち人種的、性的、宗教的な発言、侮辱的な冗談、虐待的な扱い等を含むがこれらに限定されない一切の行為は、従業員によって禁止されなければなりません。

上司、マネージャー、チーム責任者は、権限の乱用または不適切な権力行使を禁じられています。これには、従業員の雇用を危険にさらす行為、業務遂行を妨害する行為、経済的生計を脅かす行為、恐喝、または不必要な強制を生み出す行為が含まれます。組織のすべてのチームメンバー（部門責任者、在籍従業員、非在籍従業員、協力者、請負業者を含む）は、本行動規範を遵守することが期待され、違反があった場合には責任を問われます。

### 職場における義務

- I. 従業員は、高い水準の自主性、効率性および経済性をもって職務を遂行することが求められます。
- II. 従業員は、自己の使用、保管、管理または監督下にある当社の財産を善良な状態で保持し、返還する責任を負います。従業員の占有下にある当社財産の喪失については、経営陣は独自に損害を査定し、当該物品に係る損害賠償を従業員から回収する権利を有します。また、従業員が当該財産について十分な説明責任を果たさない場合には、経営陣は適切と判断する措置を講じることができます。

III. 従業員は、競合する組織またはその従業員と、価格、コスト、大学顧客、学生顧客、販売または市場に関して協議してはなりません。

IV. 従業員は、ベンダー、販売代理店、またはサービス提供者と、価格に関して違法な協定を締結してはなりません。

V. 従業員は、他者または他法人の特許権の対象となる発明、アイデア、計画を不正に使用し、またはその使用を承認してはなりません。

VI. 従業員は、当社の最善の利益に反する行為に従事してはなりません。

VII. 従業員は、過度な贈答、過大な接待、好意または金銭その他、不当な影響を及ぼすと見なされるもの、または当社にとって不適切もしくは不名誉となるものを受領または提供してはなりません。

VIII. 従業員は、正式な職場環境にふさわしい身だしなみと服装を保ち、個人の衛生および職場内の衛生にも十分配慮しなければなりません。

## 利益相反

すべての従業員は、当社の原則および利益に反する、またはそのように見える行為を回避しなければなりません。

I. 機密情報を外部に開示すること、または機密情報を不正に利用すること。情報を無断で漏洩する行為は、個人的利益の有無、または会社に損害を与える意図の有無にかかわらず、企業倫理に対する違反とみなされます。

II. 従業員は、勤務時間の全てを当社の業務に充てるものとし、管理部門の書面による承認を事前に得ない限り、直接的または間接的に報酬の有無を問わず他の事業または職務を行ってはなりません。

## 機密情報

「機密情報」とは、従業員に対して開示された、または従業員が観察した組織に関連するすべての情報であり、専有的または機密として識別されるもの、あるいは開示の状況や従業員の観察状況から合理的に専有的または機密として取り扱うべきとされるものを意味します。

当社の機密情報には、当社の大学顧客、学生顧客、取引先およびベンダーの身元に関する情報、およびそれらを獲得するために使用される方法、当社の財務情報および資金源に関する情報、当社の従業員または契約社員に関する情報を含むがこれらに限定されません。

従業員は、当社における職務を遂行する目的以外で、当社の機密情報を使用してはなりません。従業員は、要求があった場合、自己の占有または管理下にあるすべての機密情報および文書を直ちに返還しなければなりません。

従業員は、退職後であっても、口頭またはその他の手段により、当社の業務プロセス、技術ノウハウ、セキュリティ体制、管理上または組織上の機密事項に関する情報を第三者に開示してはなりません。従業員が当社に在籍することで知り得た情報は、すべて厳格に秘密として保持する義務を負います。

## 経理理念

従業員は、当社の方針に従い、かつ随時実施される規程に従って行動するものとします。チームおよびチームメンバーは、常に絶対的な誠実性を保持し、職務への献身をもって勤務し、雇用の場における品位を維持しなければなりません。従業員は、当社および経営陣の最善の利益と名誉に資する態度をもって行動するものとします。従業員の勤務条件に関して、当社が随時制定・修正・施行する規則、規程および社内命令は、すべて業務行動の一部とみなされ、従業員はこれらを遵守しなければなりません。